

2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。

二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長(以下この条において「調整本部長」という。)とし、都道府県知事をもつて充てる。

4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。
一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する職員
三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員
四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出勤した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

5 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
6 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
7 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)
第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等の実施に緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出勤することを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第四十五条第一項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。
第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する市町村の消防の応援のため出勤を命ずることを妨げるものではない。

第四十九条第一項中「活動」の下に(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出勤した場合の活動を含む。)を加える。
附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行前にされた命令等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一項の規定による改正前の消防法第十六条の五第一項の規定による資料の提出の命令、報告の徴収、立入検査及び物の取去については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方財政法の一部改正)
第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条第二十七号中「を受けた」を「により出勤した」に、「出勤」を「活動」に改める。

総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽
平成二十年五月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第四十二号
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律
(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十八條の十二」を「第七十八條の十二」に、「第百十五條の十一」を「第百十五條の十九」に、「第百十五條の十二」を「第百十五條の二十」に、「第百十五條の十三」を「第百十五條の二十一」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の二十九」に、「第百十五條の十五」を「第百十五條の三十七」に、「第百十五條の十六」を「第百十五條の四十五」に、「第百十五條の十七」を「第百十五條の五十三」に、「第百十五條の十八」を「第百十五條の六十一」に、「第百十五條の十九」を「第百十五條の六十九」に、「第百十五條の二十」を「第百十五條の七十七」に、「第百十五條の二十一」を「第百十五條の八十五」に、「第百十五條の二十二」を「第百十五條の九十三」に、「第百十五條の二十三」を「第百十五條の一百〇一」に、「第百十五條の二十四」を「第百十五條の一百〇九」に、「第百十五條の二十五」を「第百十五條の一百一十七」に、「第百十五條の二十六」を「第百十五條の一百二十五」に、「第百十五條の二十七」を「第百十五條の一百三十三」に、「第百十五條の二十八」を「第百十五條の一百四十一」に、「第百十五條の二十九」を「第百十五條の一百四十九」に、「第百十五條の三十」を「第百十五條の一百五十七」に、「第百十五條の三十一」を「第百十五條の一百六十五」に、「第百十五條の三十二」を「第百十五條の一百七十三」に、「第百十五條の三十三」を「第百十五條の一百八十一」に、「第百十五條の三十四」を「第百十五條の一百八十九」に、「第百十五條の三十五」を「第百十五條の一百九十七」に、「第百十五條の三十六」を「第百十五條の二百〇五」に、「第百十五條の三十七」を「第百十五條の二百一十三」に、「第百十五條の三十八」を「第百十五條の二百二十一」に、「第百十五條の三十九」を「第百十五條の二百二十九」に、「第百十五條の四十」を「第百十五條の二百三十七」に、「第百十五條の四十一」を「第百十五條の二百四十五」に、「第百十五條の四十二」を「第百十五條の二百五十三」に、「第百十五條の四十三」を「第百十五條の二百六十一」に、「第百十五條の四十四」を「第百十五條の二百六十九」に、「第百十五條の四十五」を「第百十五條の二百七十七」に、「第百十五條の四十六」を「第百十五條の二百八十五」に、「第百十五條の四十七」を「第百十五條の二百九十三」に、「第百十五條の四十八」を「第百十五條の三百〇一」に、「第百十五條の四十九」を「第百十五條の三百〇九」に、「第百十五條の五十」を「第百十五條の三百一十七」に、「第百十五條の五十一」を「第百十五條の三百二十五」に、「第百十五條の五十二」を「第百十五條の三百三十三」に、「第百十五條の五十三」を「第百十五條の三百四十一」に、「第百十五條の五十四」を「第百十五條の三百四十九」に、「第百十五條の五十五」を「第百十五條の三百五十七」に、「第百十五條の五十六」を「第百十五條の三百六十五」に、「第百十五條の五十七」を「第百十五條の三百七十三」に、「第百十五條の五十八」を「第百十五條の三百八十一」に、「第百十五條の五十九」を「第百十五條の三百八十九」に、「第百十五條の六十」を「第百十五條の三百九十七」に、「第百十五條の六十一」を「第百十五條の四百〇五」に、「第百十五條の六十二」を「第百十五條の四百一十三」に、「第百十五條の六十三」を「第百十五條の四百二十一」に、「第百十五條の六十四」を「第百十五條の四百二十九」に、「第百十五條の六十五」を「第百十五條の四百三十七」に、「第百十五條の六十六」を「第百十五條の四百四十五」に、「第百十五條の六十七」を「第百十五條の四百五十三」に、「第百十五條の六十八」を「第百十五條の四百六十一」に、「第百十五條の六十九」を「第百十五條の四百六十九」に、「第百十五條の七十」を「第百十五條の四百七十七」に、「第百十五條の七十一」を「第百十五條の四百八十五」に、「第百十五條の七十二」を「第百十五條の四百九十三」に、「第百十五條の七十三」を「第百十五條の五百〇一」に、「第百十五條の七十四」を「第百十五條の五百〇九」に、「第百十五條の七十五」を「第百十五條の五百一十七」に、「第百十五條の七十六」を「第百十五條の五百二十五」に、「第百十五條の七十七」を「第百十五條の五百三十三」に、「第百十五條の七十八」を「第百十五條の五百四十一」に、「第百十五條の七十九」を「第百十五條の五百四十九」に、「第百十五條の八十」を「第百十五條の五百五十七」に、「第百十五條の八十一」を「第百十五條の五百六十五」に、「第百十五條の八十二」を「第百十五條の五百七十三」に、「第百十五條の八十三」を「第百十五條の五百八十一」に、「第百十五條の八十四」を「第百十五條の五百八十九」に、「第百十五條の八十五」を「第百十五條の五百九十七」に、「第百十五條の八十六」を「第百十五條の六百〇五」に、「第百十五條の八十七」を「第百十五條の六百一十三」に、「第百十五條の八十八」を「第百十五條の六百二十一」に、「第百十五條の八十九」を「第百十五條の六百二十九」に、「第百十五條の九十」を「第百十五條の六百三十七」に、「第百十五條の九十一」を「第百十五條の六百四十五」に、「第百十五條の九十二」を「第百十五條の六百五十三」に、「第百十五條の九十三」を「第百十五條の六百六十一」に、「第百十五條の九十四」を「第百十五條の六百六十九」に、「第百十五條の九十五」を「第百十五條の六百七十七」に、「第百十五條の九十六」を「第百十五條の六百八十五」に、「第百十五條の九十七」を「第百十五條の六百九十三」に、「第百十五條の九十八」を「第百十五條の七百〇一」に、「第百十五條の九十九」を「第百十五條の七百〇九」に、「第百十五條の百」を「第百十五條の七百一十七」に、「第百十五條の百〇一」を「第百十五條の七百二十五」に、「第百十五條の百〇二」を「第百十五條の七百三十三」に、「第百十五條の百〇三」を「第百十五條の七百四十一」に、「第百十五條の百〇四」を「第百十五條の七百四十九」に、「第百十五條の百〇五」を「第百十五條の七百五十七」に、「第百十五條の百〇六」を「第百十五條の七百六十五」に、「第百十五條の百〇七」を「第百十五條の七百七十三」に、「第百十五條の百〇八」を「第百十五條の七百八十一」に、「第百十五條の百〇九」を「第百十五條の七百八十九」に、「第百十五條の百一〇」を「第百十五條の七百九十七」に、「第百十五條の百一一」を「第百十五條の八百〇五」に、「第百十五條の百一二」を「第百十五條の八百一十三」に、「第百十五條の百一三」を「第百十五條の八百二十一」に、「第百十五條の百一四」を「第百十五條の八百二十九」に、「第百十五條の百一五」を「第百十五條の八百三十七」に、「第百十五條の百一六」を「第百十五條の八百四十五」に、「第百十五條の百一七」を「第百十五條の八百五十三」に、「第百十五條の百一八」を「第百十五條の八百六十一」に、「第百十五條の百一九」を「第百十五條の八百六十九」に、「第百十五條の百二〇」を「第百十五條の八百七十七」に、「第百十五條の百二一」を「第百十五條の八百八十五」に、「第百十五條の百二二」を「第百十五條の八百九十三」に、「第百十五條の百二三」を「第百十五條の九百〇一」に、「第百十五條の百二四」を「第百十五條の九百〇九」に、「第百十五條の百二五」を「第百十五條の九百一十七」に、「第百十五條の百二六」を「第百十五條の九百二十五」に、「第百十五條の百二七」を「第百十五條の九百三十三」に、「第百十五條の百二八」を「第百十五條の九百四十一」に、「第百十五條の百二九」を「第百十五條の九百四十九」に、「第百十五條の百三十」を「第百十五條の九百五十七」に、「第百十五條の百三一」を「第百十五條の九百六十五」に、「第百十五條の百三二」を「第百十五條の九百七十三」に、「第百十五條の百三三」を「第百十五條の九百八十一」に、「第百十五條の百三四」を「第百十五條の九百八十九」に、「第百十五條の百三五」を「第百十五條の九百九十七」に、「第百十五條の百三六」を「第百十五條の千〇〇五」に、「第百十五條の百三七」を「第百十五條の千〇一十三」に、「第百十五條の百三八」を「第百十五條の千〇二十一」に、「第百十五條の百三九」を「第百十五條の千〇二十九」に、「第百十五條の百四十」を「第百十五條の千〇三十七」に、「第百十五條の百四一」を「第百十五條の千〇四十五」に、「第百十五條の百四二」を「第百十五條の千〇五十三」に、「第百十五條の百四三」を「第百十五條の千〇六十一」に、「第百十五條の百四四」を「第百十五條の千〇六十九」に、「第百十五條の百四五」を「第百十五條の千〇七十七」に、「第百十五條の百四六」を「第百十五條の千〇八十五」に、「第百十五條の百四七」を「第百十五條の千〇九十三」に、「第百十五條の百四八」を「第百十五條の千一〇一」に、「第百十五條の百四九」を「第百十五條の千一〇九」に、「第百十五條の百五十」を「第百十五條の千一一七」に、「第百十五條の百五一」を「第百十五條の千一二五」に、「第百十五條の百五二」を「第百十五條の千一三三」に、「第百十五條の百五三」を「第百十五條の千一四一」に、「第百十五條の百五四」を「第百十五條の千一四九」に、「第百十五條の百五五」を「第百十五條の千一五七」に、「第百十五條の百五六」を「第百十五條の千一六五」に、「第百十五條の百五七」を「第百十五條の千一七三」に、「第百十五條の百五八」を「第百十五條の千一八一」に、「第百十五條の百五九」を「第百十五條の千一八九」に、「第百十五條の百六十」を「第百十五條の千一九七」に、「第百十五條の百六一」を「第百十五條の千二〇五」に、「第百十五條の百六二」を「第百十五條の千二一三」に、「第百十五條の百六三」を「第百十五條の千二二一」に、「第百十五條の百六四」を「第百十五條の千二二九」に、「第百十五條の百六五」を「第百十五條の千二三七」に、「第百十五條の百六六」を「第百十五條の千二四五」に、「第百十五條の百六七」を「第百十五條の千二五三」に、「第百十五條の百六八」を「第百十五條の千二六一」に、「第百十五條の百六九」を「第百十五條の千二六九」に、「第百十五條の百七十」を「第百十五條の千二七七」に、「第百十五條の百七一」を「第百十五條の千二八五」に、「第百十五條の百七二」を「第百十五條の千二九三」に、「第百十五條の百七三」を「第百十五條の千三〇一」に、「第百十五條の百七四」を「第百十五條の千三〇九」に、「第百十五條の百七五」を「第百十五條の千三一七」に、「第百十五條の百七六」を「第百十五條の千三二五」に、「第百十五條の百七七」を「第百十五條の千三三三」に、「第百十五條の百七八」を「第百十五條の千三四一」に、「第百十五條の百七九」を「第百十五條の千三四九」に、「第百十五條の百八十」を「第百十五條の千三五七」に、「第百十五條の百八一」を「第百十五條の千三六五」に、「第百十五條の百八二」を「第百十五條の千三七三」に、「第百十五條の百八三」を「第百十五條の千三八一」に、「第百十五條の百八四」を「第百十五條の千三八九」に、「第百十五條の百八五」を「第百十五條の千三九七」に、「第百十五條の百八六」を「第百十五條の千四〇五」に、「第百十五條の百八七」を「第百十五條の千四一三」に、「第百十五條の百八八」を「第百十五條の千四二一」に、「第百十五條の百八九」を「第百十五條の千四二九」に、「第百十五條の百九十」を「第百十五條の千四三七」に、「第百十五條の百九一」を「第百十五條の千四四五」に、「第百十五條の百九二」を「第百十五條の千四六三」に、「第百十五條の百九三」を「第百十五條の千四七一」に、「第百十五條の百九四」を「第百十五條の千四七九」に、「第百十五條の百九五」を「第百十五條の千四八七」に、「第百十五條の百九六」を「第百十五條の千四九五」に、「第百十五條の百九七」を「第百十五條の千四六三」に、「第百十五條の百九八」を「第百十五條の千四七九」に、「第百十五條の百九九」を「第百十五條の千四九五」に、「第百十五條の千」を「第百十五條の千」に改める。

第二十二條第三項中「に対し、その支払った額につき返還させる」を「から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する」に、「返還させる額」を「返還させるべき額」に、「支払わせる」を「徴収する」に改める。
第二十七條第一項及び第三十二條第一項中「第百十五條の三十九條第一項」を「第百十五條の四十五條第一項」に改める。
第五十四條の二第八項中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改める。
第五十八條第六項中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改める。
第五十九條第一項第一号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改める。
第七十條第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)を加え、「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事業者の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮し、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十條第二項第六号の次に次の二号を加える。
六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七條第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に

第百十五條の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防サービスの事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第六十條中第百十五條の四十一を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十四第四項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改め、同条を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の三十九を第百十五條の四十五とし、第百十五條の三十八を第百十五條の四十四とし、第五章第九節中第百十五條の三十七を第百十五條の四十三とする。

第百十五條の三十六第三項中「第百十五條の三十三第三項及び第百十五條の三十二」を「第百十五條の三十六第三項及び第百十五條の三十八」に改め、同条を第百十五條の四十一とし、第百十五條の三十五を第百十五條の四十一とし、第百十五條の三十四から第百十五條の三十四までを六条ずつ繰り下げる。

第百十五條の二十九第一項中「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。))」を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五條の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 業務管理体制の整備

(業務管理体制の整備等)

第百十五條の三十一 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定

介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。))は、第七十四條第五項、第七十八條の四第七項、第八十一條第五項、第八十八條第五項、第九十七條第六項、第一百零五條第五項、第百十五條の四第五項、第百十五條の十四第七項又は第百十五條の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所(当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。)が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この節において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第百十五條の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があるとき認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に對し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。))又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。))と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行つたものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があるとき認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があるとき認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じ第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第二十四條第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勸告、命令等)

第百十五條の三十四 第百十五條の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第五章第八節中第百十五條の二十八を第百十五條の三十一とする。

第百十五條の二十七中「その旨」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五條の二十三の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。))」を「第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を第百十五條の三十七とする。

政令

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年一月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第九号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年五月一日とする。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年一月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第十号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行に伴い、この政令を制定する。

(介護保険法施行令の一部改正)

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十五條の四十一」を「第百十五條の四十七」に改める。
第三十五條の二中「第七十八條の十一、第百十五條の十、第百十五條の十九及び第百十五條の二十八」を「第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一」に改める。

の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一」に、「第百十五條の十一」第二項第五号及び第百十五條の二十第二項第四号を「第百十五條の十二第二項第五号及び第百十五條の二十二第二項第四号」に改める。

第三十五條の三中「第七十八條の十一、第百十五條の十、第百十五條の十九及び第百十五條の二十八」を「第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一」に改める。

第三十五條の四中「第七十八條の九第十二号」を「第七十八條の十第十二号」に、「第百十五條の八第一項第九号、第百十五條の十七第十七号及び第百十五條の二十六第九号」を「第百十五條の九第一項第九号、第百十五條の十九第九号及び第百十五條の二十九第九号」に改める。

第三十五條の五中「第七十八條の十一」を「第七十八條の十二」に改める。

第三十五條の六中「第百十五條の十の」を「第百十五條の十一の」に改め、同條の表中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に、「第百十五條の十一」を「第百十五條の十二」に改める。

第三十五條の七中「第百十五條の十九の」を「第百十五條の二十一の」に改め、同條の表中「第百十五條の十九」を「第百十五條の二十一」に、「第百十五條の二十一」を「第百十五條の二十二」に改める。

第三十五條の八中「第百十五條の二十八の」を「第百十五條の三十二の」に改め、同條の表中「第百十五條の二十八」を「第百十五條の三十一」に、「第百十五條の三十一」を「第百十五條の三十二」に改める。

第三十七條の二第一項及び第二項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改める。

第三十七條の三中「第百十五條の三十第一項に規定する指定調査機関」を「第百十五條の三十六第一項に規定する指定調査機関」に改め、同條第二号中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改め、同條第七号中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改める。

第三十七條の七第一項中「第百十五條の三十一第二項」を「第百十五條の三十七第二項」に改める。

第三十七條の九中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に改める。

第三十七條の十第一号中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改める。

第三十七條の十一の表中「第百十五條の三十一第二項」を「第百十五條の三十六第一項」に、「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第二項」に改める。

第三十七條の十二中「第百十五條の三十六第三項の」を「第百十五條の四十二第三項の」に改め、同條の表中「第百十五條の三十第三項」を「第百十五條の三十六第三項」に、「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に改める。

第三十七條の十三第一項中「第百十五條の三十八第三項」を「第百十五條の四十四第三項」に、「第百十五條の三十八」を「第百十五條の四十四」に改める。

第三十七條の十四中「第百十五條の三十九第六項の」を「第百十五條の四十五第六項の」に改め、同條の表中「第百十五條の四十六第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に、「第百十五條の三十九第六項」を「第百十五條の四十五第六項」に改める。

第三十七條の十五第一項中「第百十五條の三十九第九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

附則第八條第一項中「第百十五條の三十八第二項第一号」を「第百十五條の四十四第二項第一号」に改め、同條第二項及び第三項中「第百十五條の三十八第三項」を「第百十五條の四十四第三項」に改める。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項第一号中「第百十五條の三十八」を「第百十五條の四十四」に改める。

(介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第三条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「介護保険法第百十五條の三十八第三項」を「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)第一條の規定による改正前の介護保険法(次項及び次条において「旧法」という)第百十五條の三十八第三項」に改め、同條第二項中「介護保険法」を「旧法」に改める。

附則第三條第一項中「介護保険法第百十五條の三十九第九第一項」を「旧法第百十五條の三十九第一項」に、「同法」を「旧法」に、「介護保険法第百十五條の三十八」を「旧法第百十五條の三十八」に改め、同條第二項中「介護保険法」を「旧法」に改める。

(介護保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第五百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條中「第七十八條の九」を「第七十八條の十」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第五条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の十二及び第四十九條の十四中「第百十五條の四十二第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第六条 消費税法施行令(昭和六十二年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條の三第五号中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

様式第十三号中「様式第十三号（第四百四十条の四十二関係）」を「様式第十三号（第四百四十条の五十六関係）」に改める。

第二条 老人福祉法施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第三項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第二十条の五第八号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の七中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の八（見出しを含む。）中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の九（見出しを含む。）中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の十中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十一条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に、「第一百五十五条の二十九第一項」を「第一百五十五条の三十第一項」に改める。

第十四条第四項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第五項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第六項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第七項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第八項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第九項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十一項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十二項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十三項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十四項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

第十四条第十五項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十八第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中ヲをトとし、ルをロとし、又の次に次のように加える。

ル 高額医療合算介護サービス費の支給

又 高額医療合算介護サービス費の支給

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第十二号中「第四百四十条の十四第一項」を「第四百四十条の十五第一項」に改める。

（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百五十五条の十三第一項」を「第一百五十五条の十四第一項」に改める。

第十四条第二項中「第一百五十五条の十二第二項」を「第一百五十五条の十三第二項」に改める。

第六十一条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十四条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

第十二条中「第一百五十五条の二十一第三項」を「第一百五十五条の二十三第三項」に改め、同条第一号中「第四百四十条の五十二第四号」を「第四百四十条の六十六第四号」に改める。

第三十一条第六号中「第一百五十五条の三十八」を「第一百五十五条の四十四」に改める。

（施行期日）

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第四百四十条の四十一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十一年十月三十一日までに」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際に現に使用されている証明書については、この省令による改正後の様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。